

# 青森県報

第二千二百二十四号

平成十五年  
九月十日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……一
- 児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……二
- 種畜の臨時検査の施行……………(畜産課) ……二
- 海岸保全区域の指定の一部改正……………(港湾空港課) ……二
- 出先機関……………
- 道路の位置の指定……………(十和田県土整備事務所) ……三

## 告 示

青森県告示第五百八十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所	所在地	指定期日
有限会社たかや	有限会社たかや	十和田市大字米田字高谷一	居宅介護等事業	ホームステルパル	十和田市西一番町一〇の七六	平成一五年九月十日
有限会社アサボート	有限会社アサボート	弘前市大字城東中央一丁目一	居宅介護等事業	有限会社アサボート	弘前市大字城東中央一丁目一	"
有限会社アサボート	有限会社アサボート	十和田市東二十番町二九の三〇	居宅介護等事業	ホームステルパル	十和田市東二十番町二九の三〇	"
社会福祉法人野辺地町社会福祉協議会	社会福祉法人野辺地町社会福祉協議会	上北郡野辺地町字前田一の七	居宅介護等事業	社会福祉法人野辺地町社会福祉協議会	上北郡野辺地町字前田一の七	"

青森県告示第五百八十六号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所	所在地	指定期日
社会福祉法人野辺地町社会福祉協議会	社会福祉法人野辺地町社会福祉協議会	上北郡野辺地町字前田一の七	居宅介護等事業	社会福祉法人野辺地町社会福祉協議会	上北郡野辺地町字前田一の七	平成一五年九月十日

社会福祉法人清養会	株式会社コムスン	株式会社コムスン	有限会社たかや	社会福祉法人南部町協議会
青森市大字泉野一丁目野脇四六の六	東京都港区六本木四丁目八の五	東京都港区六本木四丁目八の五	和田市大字米田字高谷一	三戸郡南部町大字千疇四丁目五
短期入所事業	居宅介護等事業	居宅介護等事業	居宅介護等事業	居宅介護等事業
指定知的障害者短期入所施設	株式会社コムスン八戸ケアセンター	株式会社コムスン青森ケアセンター	ホームヘルプサービス「たかや」	南部町社会福祉協議会
青森市大字泉野一丁目野脇四六の六	八戸市大字白銀の字右岩淵通二丁目一	青森市橋本三丁目四の一五	和田市西一番町一〇の七六	三戸郡南部町大字千疇四丁目五
"	"	"	"	"

青森県告示第五百八十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年九月十日

青森県知事 三村 申 吾

株式会社コムスン	有限会社たかや	名称	指定居宅支援事業者
東京都港区六本木四丁目八の五	和田市大字米田字高谷一	主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種類
居宅介護等事業	居宅介護等事業	児童居宅生活支援事業を行う事業所	行方
株式会社コムスン青森ケアセンター	ホームヘルプサービス「たかや」	名称	児童居宅生活支援事業を
青森市橋本三丁目四の一五	和田市西一番町一〇の七六一	所在地	年月日
"	平成一五年九月一	指定日	

株式会社コムスン	社会福祉法人のぞみ会	社会福祉法人のぞみ会	社会福祉法人のぞみ会	株式会社コムスン
東京都港区六本木四丁目八の五	八戸市大字大久保字大山二二の二	八戸市大字大久保字大山二二の二	八戸市大字大久保字大山二二の二	八戸市大字白銀の字右岩淵通二丁目一
居宅介護等事業	短期入所事業	短期入所事業	短期入所事業	居宅介護等事業
株式会社コムスン八戸ケアセンター	第二のぞみ園	のぞみ園	身体障害者療護施設となみ療護園	株式会社コムスン八戸ケアセンター
八戸市大字白銀の字右岩淵通二丁目一	八戸市大字大久保字大山二二の二	八戸市大字大久保字大山二二の二	八戸市大字大久保字重右衛門窪四の九	八戸市大字白銀の字右岩淵通二丁目一
"	"	"	"	"

青森県告示第五百八十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により公表する。

平成十五年九月十日

青森県知事 三村 申 吾

検査種類	検査家畜の種類	検査期日及び検査場所	検査期日	検査場所
種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する馬	馬	平成一五・九・三〇	三戸郡南郷村大字市野沢字連折三の七	佐々木隆基 畜舎

青森県告示第五百八十九号

平成元年十一月二十九日青森県告示第七百八十七号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年九月十日

三の3を次のように改める。

3 基点及び補助点の表示(角度は、方位角とする。)

基点一 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野付老部川一〇八番三号の二等三角点(北

緯四〇度五八分三五秒五〇五四東経一四二度二二分一七秒四六三五)

から一三七度二三分五八秒一、八九四・一一五メートルの地点

一号表示杭

基点二 基点一から一八九度三五分一三秒四〇二・五メートルの地点

二号表示杭

基点三 基点二から一八一度〇三分一八秒四〇〇・〇メートルの地点

三号表示杭

基点四 基点三から一七九度三四分四七秒四〇〇・〇メートルの地点

四号表示杭

基点五 基点四から一八〇度二七分四四秒四〇〇・一メートルの地点

五号表示杭

基点六 基点五から一七八度二七分四七秒四〇〇・二メートルの地点

六号表示杭

基点七 基点六から一七九度四一分一五秒四〇〇・〇メートルの地点

七号表示杭

基点八 基点七から一六六度一七分〇一秒四二二・二メートルの地点

八号表示杭

基点九 基点八から一五五度三一分三六秒二二〇・三メートルの地点

九号表示杭

補助点一 基点一から九〇度〇〇分二〇〇・〇メートルの点

補助点二 基点二から九〇度〇〇分二七〇・〇メートルの点

補助点三 基点三から九〇度〇〇分三〇八・〇メートルの点

補助点四 基点四から九〇度〇〇分三三二・〇メートルの点

補助点五 基点五から九〇度〇〇分三五〇・〇メートルの点

補助点六 基点六から九〇度〇〇分三五五・〇メートルの点

補助点七 基点七から九〇度〇〇分三六九・〇メートルの点

補助点八 基点八から九〇度〇〇分二八八・〇メートルの点

補助点九 基点九から九〇度〇〇分二〇〇・〇メートルの点

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年九月十日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市千代田町三丁目一三八の一五	六九・〇〇メートル	六・〇〇メートル	平成 一五・九・一六

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭